

社会福祉法人花園福祉会役員報酬規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人花園福祉会（以下「法人」という。）の理事長、理事及び監事（以下「役員」という。）並びに評議員の報酬に関し、必要な事項を定める。

(役員報酬)

第2条 役員報酬は、常勤の役員については基本給とし、非常勤の役員については非常勤役員報酬とする。

(常勤の役員基本給)

第3条 常勤の役員基本給月額は、400,000円とする。

(非常勤役員報酬)

第4条 非常勤役員報酬の額は、日額20,000円とする。

(報酬の支給日)

第5条 役員報酬の支給日は、法人の給与・退職金規程第7条に準じる。

(報酬の支払方法)

第6条 役員報酬の支払方法は、法人の給与・退職金規程第8条に準じる。

(理事会及び評議員会等への出席報酬)

第7条 理事が、理事会及び評議員会に出席したとき、あるいは法人及び事業の運営のための業務にあたった場合の報酬は、源泉所得税を差し引いて現金で支給する。

住居が高松市内の理事 税込 8,150円

住居が高松市外の理事 税込 12,450円

2 監事が、理事会及び評議員会に出席したとき、あるいは法人業務及び事業の運営状況を指導又は監査にあたった場合の報酬は、源泉所得税を差し引いて現金で支給する。

住居が高松市内の監事 税込 8,150円

住居が高松市外の監事 税込 12,450円

3 評議員が、評議員会及び理事会に出席したとき、あるいは法人及び事業の運営のための業務にあたった場合の報酬は、源泉所得税を差し引いて現金で支給する。

住居が高松市内の評議員 税込 5,340円

住居が高松市外の評議員 税込 9,660円

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、役員報酬等に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年 6月24日から施行し、平成20年 6月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成22年 6月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。